

# 第1 離島の概要



# 第1 離島の概要

## 1 全国離島の概要

### (1) 離島について

#### ア 離島の定義

我が国は離島の数が多く、世界有数の多島国である。

島、もしくは島嶼についての概念は統一的でないが、『離島—その現況と対策』（離島実態調査委員会、昭和41年）では、「島嶼とは、水圏（一般には海洋）をもって周囲を完全に囲まれ、本土（大陸又は主島）に比して面積が相対的に狭小な陸塊を一つの地域として把握する場合に用いる地理的概念である。」としている。

#### イ 島の数、人口

我が国の島の数については、国土地理院調べで、法令等（離島振興法、特定有人国境離島等）に基づく島のほか、地図に描画された陸地のうち自然に形成されたと判断した周囲長0.1km以上の陸地を対象に数えたところ、全国で14,125島となっている。

有人離島について国土交通省国土政策局離島振興課によると、我が国で416島あり、このうち離島振興法指定が256島、小笠原諸島振興開発特別措置法対象が4島、奄美群島振興開発特別措置法対象が8島、沖縄振興開発特別措置法対象が37島あり、合計で305島が特別立法措置による適用（以下、「特別立法措置適用離島」という。）を受けている。

これら我が国の離島は、北は北海道の礼文島から東南は小笠原諸島の南鳥島、南西は沖縄県の与那国島に至るまで国土の外縁に広く分布しており、領海の確保や自然環境の保全、国民の余暇生活の場の提供、また魚介類をはじめとする農林水産物の供給、さらに貴重な文化・歴史的遺産の存在など、我が国にとって極めて重要な役割を果たしている。特別立法措置適用離島の面積は、7,629km<sup>2</sup>で国土の2.0%を占め、人口は57万2千人で日本の総人口の0.5%に相当する。

また、我が国の排他的経済水域の面積は447万km<sup>2</sup>と本土面積の約12倍に相当し、離島はその確保に大きく貢献している。

#### 日本の島嶼の構成

14,125 (全島嶼)	5 (本土(本州, 北海道, 九州, 四国, 沖縄本島))				
	14,120 (離島)	416※ (有人離島)	305 (法対象)	256 (離島振興法)	71 (特定有人国境離島)
				49 (その他の法律)	37 (沖縄)
					8 (奄美)
					4 (小笠原)
		111 (法対象外)			
	13,705 (無人島)				

※内水面離島である沖島（滋賀県）を含む。

(資料) 国土交通省国土政策局離島振興課 令和5年2月28日 現在

## 日本の離島

(単位：km<sup>2</sup>，千人，%)

区分	島数	面積	人口	摘要	
法 対 象 有 人 離 島	離島振興法指定離島	256 (1.8)	5,317 (1.4)	339 (0.3)	「離島振興法」 (昭和28年法律第72号)
	小笠原諸島	4 (0.03)	69 (0.02)	3 (0.002)	「小笠原諸島振興開発特別措置法」 (昭和46年法律第79号)
	奄美群島	8 (0.06)	1,231 (0.3)	104 (0.08)	「奄美群島振興開発特別措置法」 (昭和29年法律第189号)
	沖縄離島	39 (0.3)	1,012 (0.3)	126 (0.1)	「沖縄振興開発特別措置法」 (昭和46年法律第131号)
	合計	307 (2.2)	7,629 (2.0)	572 (0.5)	
法対象外有人離島	111 (0.8)	—	—		
無人島	13,705 (97.0)	—	—		
全国計	14,125 (100.0)	377,971 (100.0)	126,146 (100.0)	本土（北海道，本州，四国，九州，沖縄本島）を含む	

(注) 1 無人島とは全国の離島数から本土及び有人離島を除いたもの。

2 ( ) 内は全国値に対する割合。

(資料) 「国土交通省国土政策局離島振興課資料」，「2021離島統計年報」，「令和2年国勢調査」

## 主な有人離島

(単位：km<sup>2</sup>，人)

順位	島名	面積 (H27)	人口 (R2国調)	所在県
1	佐渡島	854.76	51,492	新潟県
2	奄美大島	712.35	57,511	鹿児島県
3	対馬島	696.44	28,374	長崎県
4	屋久島	504.29	11,765	鹿児島県
5	種子島	444.30	27,690	鹿児島県
6	福江島	326.31	31,945	長崎県
7	西表島	289.61	2,253	沖縄県
8	徳之島	247.85	21,803	鹿児島県
9	島後	241.55	13,433	島根県
10	石垣島	222.25	47,637	沖縄県

(注) 順位は，法指定離島のなかの面積順による。

(資料) 「2021離島統計年報」

(2) 離島振興対策実施地域

ア 概況

離島振興対策実施地域は、離島振興法第2条第1項の規定により、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定することとされている。

令和5年1月25日現在の離島振興対策実施地域指定の有人離島は、77地域256島あり、26都道県の111市町村が指定されている。

その面積は5,317km<sup>2</sup>で愛知県の総面積に相当し、全国の1.4%、人口は令和2年の国勢調査では約34万で、全国の0.27%である。

イ 自然環境

我が国の離島は一般的に地形が急峻であり、山地が多く、平地が少ない。また、台風常襲地帯や特殊土壌に属する離島が多く、さらに火山を有する離島があるなど、災害を受けやすい。

気候は亜寒帯性気候から亜熱帯性気候にわたって広範に分布し、日本列島周辺を貫流している海流の影響を強く受けた気候風土を形成している。

ウ 人口

人口は、令和2年国勢調査では約34万人であるが、長期的に減少傾向が続いている。その減少率は、昭和40年から45年の12.1%をピークに、昭和55年から昭和60年まで鈍化傾向を続けてきたが、昭和60年から平成2年までは8.5%と再び加速し、平成2年から平成7年までは6.8%と再び鈍化したが、平成7年から平成12年までは7.2%、平成12年から平成17年までは8.2%、平成17年から平成22年までは9.0%、平成27年までの最近5年間では9.3%と減少率が継続して高止まっている。

また、高齢化の進展も著しく、昭和55年に14.9%であった老年人口比率は平成22年には35.2%に達し、全国の23%に比べて極めて高い。平成7年の離島地域の老年人口比率は25.3%であったことから、我が国全体の高齢化傾向に約15年先行している。

年齢階層別人口

(単位：千人，%)

区 分	離 島		全 国		増 減 率					
	平成22年		平成27年		平成22年		令和2年		離 島	全 国
	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	H27/H22	R2/H22
0～14	48	11.4	41	10.8	16,803	13.2	15,032	11.9	85.4	89.5
15～64	223	53.1	190	50.0	81,032	63.8	75,088	59.5	85.2	92.7
65歳以上	148	35.2	148	38.9	29,246	23.0	36,027	28.6	100.0	123.2
合 計	420	100.0	380	100.0	128,057	100.0	126,146	100.0	90.5	98.5

(資料) 「国勢調査」，「2016離島統計年報」

(注) 平成22年の離島人口は「2015離島統計年報」による。

エ 産業

就業者の産業別構成を全国と比較すると、第1次産業の占める割合が多く、とりわけ漁業の占める割合が高い。ただし、就業人口は第1次産業から第3次産業までいずれも減少しており、全体としては離島の就業人口は平成22年の約19万6千人から、平成27年には約18万2千人と約1万4千人（7.1%）減少している。

産業別就業者数

(単位：千人，%)

区 分	離 島				全 国				増 減 率	
	平成22年		平成27年		平成22年		令和2年		離 島	全 国
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	H27/H22	R2/H22
第1次産業	43	21.9	37	20.3	2,381	4.2	2,128	3.2	86.0	89.4
農業・林業	23	11.7	20	11.0	2,205	3.7	1,986	3.0	87.0	90.1
漁業	20	10.2	16	8.8	177	0.3	141	0.2	80.0	79.7
第2次産業	32	16.3	29	15.9	14,123	25.2	15,317	23.4	90.6	108.5
第3次産業	118	60.2	114	62.6	39,646	70.6	48,024	73.4	96.6	121.1
就業者数	196	100.0	182	100.0	59,611	100.0	65,468	100.0	92.9	109.8

(資料) 「国勢調査」，「2016離島統計年報」

(注) 平成22年の産業別就業者数は「2015離島統計年報」による。

## 2 離島振興対策の経緯

### (1) 離島振興法の制定、延長

第二次世界大戦後、我が国の人口は海外からの復員軍人や引揚者等によって急増し、荒廃した国土の再建は極めて困難な状態に陥っていた。

このため、国土における体系的かつ総合的な地域開発を推進する目的で、昭和25年「国土総合開発法」が制定され、島根県隠岐島、長崎県対馬島、本県の種子島、屋久島等が「特定地域」に指定された。

しかし、同法は、比較的大規模の離島を限定的に対象としたにすぎず、国土の根幹となる大規模公共事業に主体がおかれたため、離島の実情に即したきめ細かな開発の振興策が必要とされるに至った。

この時期、特殊事情を有する地域の振興関係の一連の地域立法が制定された。すなわち、「積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法」（昭和26年）、「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」（昭和27年）、「急傾斜地帯農業振興臨時措置法」（昭和27年）などである。

このような背景のなか、東京都、新潟県、島根県、長崎県及び本県の5都県を中心に離島振興法案の具体案作成が進められ、昭和28年3月13日国会に上程されたが、国会解散により審議未了となった。しかし、同法案は総選挙後の第16回特別国会に議員立法として上程され昭和28年7月15日可決成立し、同年7月22日付け法律第72号として公布施行された。

離島振興法は、適用期限が10年間の時限立法であるが、離島の基礎的条件の改善の状況等を踏まえて、これまで6回法律の延長がなされている。

その概要は次のとおりである。

#### ア 第1回目の延長（昭和38～47年度）

離島振興法は10年間の時限立法として制定されたが、10年間の短期間では離島の後進性は除去しえず、また多くの離島はその恩恵に浴する期間も短い上、指定基準の改正による離島の一部地域指定の検討もなされているなどの課題があった。

このため、昭和37年度の期限切れ到来を前に、離島振興対策審議会、離島振興対策協議会（都道府県協議会）、全国離島振興協議会（全国市町村協議会）などの場で法律の恒久化や政府提案等の議論もなされたが、結局議員提案として、10年間の期限延長のみを記した法案が、昭和37年2月28日成立し、同年3月2日公布された。

#### イ 第2回目の延長（昭和48～57年度）

第2回目の法律延長にあたっては、今後10年間の離島振興方策として、離島の四囲の状況の変化に対応して、産業振興を軸として、生活環境の整備、自然環境の保全、離島医療の確保などが特にとられるべきであるとの主張がなされた。

改正法は、昭和47年5月24日成立し、同年6月1日公布されたが、その内容は、10年間の期限延長や「医療の確保」の明文化に加え、水道、ごみ・し尿処理施設、港湾・漁港・海岸の局部改良事業の補助率引き上げ並びに港湾・漁港・空港の一部事業の補助率引き下げを主な内容としている。

#### ウ 第3回目の延長（昭和58年度～平成4年度）

離島振興法は、昭和56年7月の第2次臨時行政調査会答申において、「終期到来時には廃止を含め抜本的な見直しを行う」とされた法律の一つであった。

行財政改革中という厳しい環境のなか、10年間の単純延長の法律が昭和57年4月28日に成立し、同年5月7日公布された。

エ 第4回目の延長（平成5～14年度）

従来の法律の内容は、主として公共事業の補助率を内地より嵩上げて実施し、交通基盤、産業基盤、生活環境、国土保全等の整備を強力に推進することが中心であった。このため、各種公共施設の整備は著しく進んだが、一方、若者を中心とした人口流出による過疎化や高齢化の進行に加え、所得水準や生活環境も全国水準に比べ低位にあるなど、離島は極めて憂慮すべき事態となっていた。

したがって、離島振興法の改正にあたっては、期限延長はもちろんのこと、従来からのハード事業の強力な整備の継続とともに、産業の税制上の支援措置、本土との交通確保、高齢者福祉の増進、医療の確保などソフト面の措置の充実も強く求められていた。

これらの状況を受け、離島振興法の抜本的改正法が平成4年4月20日成立し、同月24日公布された。

〔離島振興法改正の主な内容（平成4年4月24日 公布）〕

(ア) 適用期限を10年間延長

平成5年4月1日～平成15年3月31日

(イ) 離島の役割を明記

国土の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等、離島の役割を明記し、国土として、また国民共通の重要な財産としての位置づけを明確にした。

(ウ) 離島振興計画の内容を拡充

生活環境の整備、高齢者等の福祉の増進に関する事項、観光の開発に関する事項等を新たに規定した。

(エ) 工業用機械等に係る特別償却その他の課税の特例を創設した。

(オ) 交通の確保、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実に関する規定を設けた。

(カ) 高齢者福祉及び医療対策の充実に関する規定を設けた。

(キ) 教育の充実及び地域文化の振興に関する規定を設けた。

(ク) 金融支援、地方税の減免に対する交付税補てん措置及び地方債への配慮に関する規定を設けた。

オ 第5回目の延長（平成15～24年度）

これまでの法律の内容は、「国土の均衡ある発展」という観点から、後進性の除去を振興の目的としてきたが、今回の離島振興法の改正にあたっては、「離島の地理的・自然的特性を生かした振興」「地域の創意工夫による自立的発展の促進」という大きな振興の方向性が示され、「改正離島振興法」が平成14年7月12日成立し、同月19日に公布された。

〔離島振興法改正の主な内容（平成14年7月19日 公布）〕

(ア) 目的条項の改正

- ・ 離島には排他的経済水域等を保全する等の役割があること
- ・ 地域の創意工夫を生かしつつ自立的発展を促進すること
- ・ 国民の利益の増進に寄与すること

(イ) 計画決定制度の改正

地域における創意工夫を生かしつつ、離島の自立的発展を促進するため、国が離島振興計画を定める現行の制度から、国が作成した「離島振興基本方針」に基づき、市町村が計画案を作成し、都道府県が離島振興計画を定める制度に改正。

(ウ) 新たな支援規定

①非公共事業に対する補助規定の追加

別表に掲げるもののほか、国は、離島振興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費について、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

②医療の確保（無医地区以外の地区の医療の充実）

国及び地方公共団体は、無医地区以外の地区においても医療の提供に支障を生じている場合には、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等、医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。



### ③農林水産業の振興

国及び地方公共団体は、地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

### ④地域間交流の促進

国及び地方公共団体は、国民の離島に対する理解と関心を深めるとともに、離島地域の活性化に資するため、離島と国内外との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

### ⑤農地法等における配慮

国及び地方公共団体は、農地法、自然公園法その他の法律の規定の運用に当たっては、離島振興計画に基づく事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

### ⑥地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

地方税の課税免除又は不均一課税に伴い生ずる減収額に対する地方交付税の補填措置の対象業種に、これまでの製造業に加え、ソフトウェア業及び旅館業（下宿営業を除く）追加する。

#### (エ)適用期限を10年間延長

平成15年4月1日～平成25年3月31日

## カ 第6回目の延長（平成25～34年度）

これまでの法律の内容に対し、目的規定の充実や基本理念・国の責務の新設、新たに文科・厚労・経産・環境の4大臣を主務大臣に追加した実施体制の強化を行ったほか、従来の公共事業の高補助率を引き続き実施することなどに加え、多岐にわたるソフト施策の充実を図る「離島活性化交付金」の創設や、離島地域の「離島特別区域制度」について総合的に検討を行うことが新たに盛り込まれ、介護サービスの確保や人の往来・物資の流通に係る費用の低廉化に関する配慮事項等が追加された「改正離島振興法」が平成25年6月20日成立し、同月27日に公布された。

〔離島振興法改正の主な内容（平成25年6月27日 公布）〕

#### (ア)目的規定の充実

##### ①離島の国家的・国民的役割の明確化

離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている旨の規定

##### ②離島の置かれた現状と背景の明確化

四方を海等に囲まれていること、人口減少の長期継続、高齢化の急速な進展等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件下にある旨を規定

##### ③離島振興の目的の拡大

人の往来・生活物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況の改善、産業基盤・生活環境等に関する地域格差の是正、地域間交流の促進、無人島の増加や人口の大幅減少の防止、定住の促進を図る旨を規定

#### (イ)基本理念・国の責務の新設

##### ①基本理念

離島の振興のための施策は、離島の国家的国民的役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的社会的条件の改善、地域間交流の促進、無人島の増加や人口の大幅減少の防止、定住の促進が図られることを旨として講ぜられなければならない。

##### ②国の責務

基本理念にのっとり、離島の振興のための施策を総合的・積極的に講ずる責務を有する。

#### (ウ)実施体制の強化等

主務大臣の追加（文部科学，厚生労働，経済産業，環境），国土審議会への報告

(エ)基本方針・振興計画・基本的施策の充実

①基本方針・振興計画の充実

- ・ 就業，介護，自然環境，エネルギー，人材に関する項目の新設
- ・ 人・物の移動費用の低廉化，妊婦通院や出産の支援，修学支援，防災・地震対策の明記
- ・ 振興計画について，離島市町村の要請による策定，住民意見を反映させる措置

②基本的施策の充実

医療，介護，福祉，交通，情報通信，産業，就業，生活環境，教育，文化，観光・交流，自然環境，エネルギー，防災に関するソフト施策の充実

(ウ)財政・税制上の措置，離島活性化交付金等の交付

①財政上の措置等，公共事業予算の明確化についての特別の配慮

②離島活性化交付金等の交付

ソフト施策の充実を図るため，都道府県が作成した離島活性化交付金等事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるための交付金等の交付

③法律の目的の達成に資するための税制上の措置等

(カ)離島特別区域制度の整備

地域の創意工夫を生かした振興を図るため，離島特別区域制度について総合的に検討

キ 第7回目の延長（令和5～14年度）

これまでの法律の内容に対し，都道府県による離島市町村への支援の努力義務の新設を行ったほか，従来の公共事業の高補助率を引き続き実施することなどに加え，高速安定航行が可能な船舶の新造及び更新に対する支援や小規模離島の日常生活に必要な環境の維持，医師の確保や遠隔医療の実施による医療の充実など，様々な配慮規定の充実が図られた「改正離島振興法」が令和4年11月18日成立し，同月28日に公布された。

〔離島振興法改正の主な内容（令和4年11月28日 公布）〕

(ア)目的規定の充実

- ①離島の役割として，多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を追加
- ②離島振興において，「関係人口」のような島外の人材を巻き込んでいく視点を追加

(イ)都道府県の責務規定の新設

都道府県による離島市町村への支援の努力義務を新設

(ウ)基本方針・振興計画の充実

- ①基本方針等に「橋梁の整備」を明記
- ②離島振興計画の下記記載事項を充実
  - ・ 計画の目標及び期間・フォローアップに関する事項
  - ・ 地域の特性に応じた産業振興に関する事項
  - ・ 都道府県による離島市町村への支援に関する事項
- ③石油製品の価格の低廉化に関する事業の公表を明記

(エ)新たな支援規定

- ①医療の確保等
  - ・ 医師不足等の状況に鑑み，医師の確保等の医療の充実について特別の配慮とする
  - ・ 地理的な制約を和らげ，住民負担の軽減に資する「遠隔医療」について配慮規定に明記
- ②介護・福祉サービスの確保等
  - ・ 「島内人材の活用促進」，「介護ロボットの導入」について配慮規定に明記
  - ・ 「障害者福祉」，「児童福祉」についても配慮規定に明記
- ③交通・通信の確保等
  - ・ 「高速安定航行が可能な船舶などの船舶・航空機に対する設備投資」，「ドローンの活用」について配慮規定に明記

- ・ 高度情報通信ネットワークの充実について特別の配慮とする
  - ・ 高度情報通信ネットワークの充実を図る上で離島の負担となりうる「維持管理」について配慮規定に明記
- ④農林水産業その他の産業の振興
- ・ 「場所に制約されない働き方の普及」について配慮規定に明記
- ⑤就業の促進
- ・ 「高齢者の就業促進」について配慮規定に明記
- ⑥生活環境の整備
- ・ 「空家活用」について配慮規定に明記
- ⑦教育の充実
- ・ 「離島留学」及び「遠隔教育」について配慮規定に明記
  - ・ 小中学校を含む公立学校の教職員の定数・処遇について配慮規定に明記
- ⑧エネルギー対策の推進
- ・ 「再生可能エネルギーの利用推進施策の充実」や「地域の実情に応じた再生可能エネルギーの活用」について配慮規定に明記
- ⑨防災対策の推進
- ・ 「事前防災，減災等に資する国土強靱化」について配慮規定に明記
- ⑩感染症発生時等の配慮規定の新設
- ・ 感染症が発生した場合等における離島の住民生活の安定及び福祉の向上について配慮規定を新設
- ⑪小規模離島への配慮規定の新設
- ・ 小規模離島について，日常生活に必要な環境の維持が図られるよう配慮する規定を新設
- ⑫規制の見直しに関する配慮規定の新設
- ・ 離島に係る規制の見直しについて提案があった場合の配慮規定を新設

(2) 離島振興対策実施地域の指定、解除

離島振興対策実施地域の指定は、離島振興法第2条第1項により国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が国土審議会（昭和54年以前は離島振興対策審議会）の意見を聴いて行うこととされている。

また、離島振興対策実施地域指定の解除については、明文の規定はないが、離島振興法第2条第1項の指定条項に準拠して、内閣総理大臣が国土審議会（以前は離島振興対策審議会）の意見を聴いて行うこととされている。

地域指定は昭和28年10月の第1次指定から平成27年までに13次にわたってなされている。

また、指定解除は昭和42年8月から令和4年まで24次にわたってなされている。

離島振興対策実施地域の指定、解除の経緯

指定回数または 指定解除回数	告示番号	告示年月日	指定・解除 年月日	対象 離島数	本 県 関 係	
指 定	第1次	総理府告示第212号	昭28.10.28	昭28.10.26	119	長島地域、甌島地域、種子島地域、屋久島地域、南西諸島地域
	第2次	総理府告示第261号	昭28.12.23	昭28.12.21	40	
	第3次	総理府告示第854号	昭29.10.14	昭29.10.12	13	
	第4次	総理府告示第1337号	昭30.7.19	昭30.7.15	3	
	第5次	総理府告示第1466号	昭30.10.20	昭30.10.18	1	
	第6次	総理府告示第379号	昭32.8.16	昭32.8.14	60	
	第7次	総理府告示第509号	昭32.12.25	昭32.12.23	40	
	第8次	総理府告示第226号	昭34.5.12	昭34.5.8	24	
	第9次	総理府告示第25号	昭36.9.27	昭36.9.25	47	桂島地域
	第10次	総理府告示第26号	昭39.7.9	昭39.7.7	26	新島地域
	第10次追加	総理府告示第42号	昭42.8.26	昭42.8.18	2	
	第11次	総理府告示第81号	平12.12.28	平12.12.15	1	
	指 定 解 除	第12次	総・農・国告示第5号	平25.7.31	平25.7.17	6
第13次		総・農・国告示第6号	平27.7.28	平27.7.13	1	
第1次		総理府告示第43号	昭42.8.26	昭43.3.31	5	
第2次		総理府告示第10号	昭44.3.25	昭44.3.31	5	
第3次		総理府告示第9号	昭45.3.28	昭45.3.31	3	
第4次		総理府告示第10号	昭46.3.30	昭46.3.31	1	
第5次		総理府告示第13号	昭50.3.31	昭50.3.31	1	
第6次		総理府告示第13号	昭51.3.31	昭51.3.31	2	長島本島、諸浦島
第7次		総理府告示第33号	昭53.10.18	昭54.3.31	2	
第7次		総理府告示第33号	昭53.10.18	昭55.3.31	1	
第8次		総理府告示第7号	昭54.3.20	昭55.4.1	15	
第9次		総理府告示第26号	昭57.7.24	昭58.4.1	3	
第10次		総理府告示第32号	昭58.11.26	昭59.4.1	1	
第11次		総理府告示第7号	昭60.3.11	昭60.4.1	2	
第12次		総理府告示第26号	昭62.12.22	昭63.4.1	1	
第13次		総理府告示第49号	平2.12.27	平3.4.1	3	
第14次		総理府告示第5号	平5.3.9	平5.4.1	3	
第15次		総理府告示第8号	平10.3.3	平10.4.1	1	伊唐島
第16次		総理府告示第64号	平12.12.20	平13.4.1	12	
第17次		総・農・国告示第1号	平14.3.27	平14.4.1	1	
第18次		総・農・国告示第7号	平22.3.26	平22.4.1	3	
第19次		総・農・国告示第1号	平23.3.2	平23.4.1	1	
第20次		総・農・国告示第1号	平24.3.30	平24.4.1	1	
第21次		総・農・国告示第6号	平25.7.31	平27.4.1	2	
第22次		総・農・国告示第19号	平28.8.5	平29.4.1	2	
第23次		総・農・国告示第19号	平29.10.3	平30.4.1	1	
第24次		総・農・国告示第8号	令3.3.26	令3.4.1	1	

(注) 指定及び指定解除欄の対象離島数は、島の一部に係る分も含まれる。

(3) 離島振興計画の推移

昭和28年に離島振興法が制定されて以来、これまで離島振興計画（国計画）は5次にわたって策定されている。

第1次計画（昭和28～37年度）、第2次計画（昭和38～47年度）は離島の後進性及び本土との格差を除去するための基礎条件の改善、産業基盤の整備に重点が置かれた。

第3次計画（昭和48～57年度）は、産業の振興と社会生活環境の整備に重点を置いており、また、今後の離島の向かうべき方向を明らかにし、それぞれの島を5類型に性格分類し、その類型別に政策目標を設定した。

第4次計画（昭和58年度～平成4年度）は、離島における居住環境の総合的な整備を図ることを目標としたもので、交通の総合化・体系化、それぞれの離島が持つ特性を活かした産業の自立的な振興、離島の類型に基づく生活環境の整備の3点に重点を置いた。

第5次計画（平成5～14年度）は、大幅な内容的追加の行われた改正離島振興法を踏まえて、離島の位置づけと役割を明らかにし、ハード、ソフト両面にわたって総合的かつ戦略的な離島振興対策を推進することとしている。

平成15年度以降は、計画の策定手続が改正され、国が定めた離島振興基本方針に基づき、県が策定しており、離島振興法の改正・延長にあわせ、平成25年度と令和5年度に「鹿児島県離島振興計画」を策定している。

離島振興計画（国）の推移（昭和28年度～平成14年度）

区 分	第1次計画 (昭和29～37年)	第2次計画 (昭和39年1月)	第3次計画 (昭和48年7月)	第4次計画 (昭和58年5月)	第5次計画 (平成5年6月)
1 計画設定策定 策定 手続き 等	(当初) 離島振興対策実施地域 として指定された離島 について内閣総理大臣 が決定（第1次～第5 次指定離島について逐 次設定） (改訂または設定) 第1次～第9次指定離 島について、内閣総理 大臣が決定（第1次～ 第5次指定離島につい て改訂、第6次～第9 次指定離島については 追加(注)	離島振興対策実施地域 について都道府県知事が 作成し報告したものを 基礎に内閣総理大臣が 決定 (性格) 計画期間中において毎 年度作成する事業計画 の指針となるものでは ある。	同 左  (性格) 計画期間中において毎 年度作成する事業計画 の基本となるものでは ある。	同 左  (性格) 同 左	同 左  (性格) 同 左
2 計画期 間	昭和28～37年度 昭和33～37年度	昭和38～47年度	昭和48～57年度	昭和58年度～ 平成4年度	平成5～14年度

区 分	第 1 次 計 画 (昭和29～37年)	第 2 次 計 画 (昭和39年 1 月)	第 3 次 計 画 (昭和48年 7 月)	第 4 次 計 画 (昭和58年 5 月)	第 5 次 計 画 (平成 5 年 6 月)
3 計画の 目標		経済力の培養，島民の 生活の安定，福祉の向 上	同 左	人間居住の総合的環境 の整備	島の特性を生かしつつ 安定した生活圏を確立 するとともに新たな活 動機会を創設し，その 役割を果たしうる開か れた離島を創設し，ひ いては，多極分散型の 国土形成に資する。
4 計画の 内容	(事業種) 道路，港湾，開拓，土地 改良，造林，林道，治山， 漁港，海岸保全施設整 備，都市計画，空港，簡 易水道，電気導入，航路 標識，文教，厚生，住宅	(1) 交通通信施設の整 備(道路，港湾，空港， 航路標識，通信施設) (2) 産業の振興と基盤 の整備(農業－土地 基盤整備の推進，農 地利用の改善，農業 技術の刷新，農業構 造改善事業の推進 水産業－生産基盤の 整備，漁業構造改善 事業の推進，流通加 工施設の整備 林業－造林，林道， 鉱工業，観光) (3) 国土保全の整備 (治山，治水，海岸保 全) (4) 社会生活環境施設 等の整備(住宅，都市 及び生活環境施設－ 都市施設，簡易水道 施設，電気導入施設， 文教施設，厚生施設)	(1) 交通，通信施設等 の整備(同左) (2) 産業の振興と基盤 の整備(農業－土地 基盤整備の推進，農 地利用の改善，農業 構造改善事業の推 進，流通加工の改善 水産業－漁港の整備， 増養殖漁業の積極的 な推進，漁業構造改 善事業の推進，流通 加工施設の整備 林業－造林の推進， 林道の整備，林業構 造改善事業の推進 鉱工業等，観光等) (3) 国土保全施設の整 備(治山，治水，海岸 保全) (4) 生活環境施設等の 整備(水道・電気導 入施設整備，教育文 化施設，医療の確保， 環境衛生施設，社会 福祉施設，住宅・公 園，集落の移転，その 他(試験研究機関，臨 海学校・少年自然の 家))	(1) 交通・通信体系の 整備(航路，港湾，航 路標識，航空交通，道 路，離島架橋，通信) (2) 国土保全及び災害 の防除(治山，治水， 海岸，消防) (3) 産業の振興と基盤 の整備(水産業－漁 港の整備，沿岸漁場 整備開発事業の推 進，沿岸漁業構造改 善事業の推進，流通 加工施設の整備，快 適な漁村の建設農業 －土地基盤整備の推 進，農地利用の改善， 農業構造改善事業の 推進，流通加工の改 善，快適な農村の建 設 林業－造林の推進， 林道の整備，林業構 造改善事業等の推 進，特用林産物生産 の推進鉱工業等，観 光等) (4) 生活環境の整備 (水道，電気導入，住 宅，教育，社会文化， 廃棄物処理，下水道 等，公園，集落移転) (5) 医療の確保と社会 福祉の充実	(1) 総合的な交通体系 の整備(海上交通，航 空交通，道路，離島架 橋) (2) 情報の流通の円滑 化及び通信体系の充 実 (3) 産業の振興 (水産業－漁港の整 備，沿岸漁場の整備 開発，沿岸漁業の構 造 改善事業の推 進，流通加工施設の 整備，快適な漁村の 建設農業－基盤整備 の促進，農用地の積 極的活用，農業構造 の体質強化及び魅力 ある農村社会の形 成，流通体系の整備， 農産物の高付加価値 化及び他産業との連 携林業－造林の推 進，林道の整備，森林 管理と林業経営の連 携，担い手対策の推 進，支援体制の充実 第 2 次産業-建設業， 鉱業，農林水産加工 業，造船業の体質強 化，品質の向上等 第 3 次産業－観光の 振興)

区 分	第 1 次 計 画 (昭和29～37年)	第 2 次 計 画 (昭和39年 1 月)	第 3 次 計 画 (昭和48年 7 月)	第 4 次 計 画 (昭和58年 5 月)	第 5 次 計 画 (平成 5 年 6 月)															
					(4) 安全でうるおいのある国土形成(治山, 治水, 海岸, 防災対策) (5) 生活環境の整備(水道, 水資源の確保等, 廃棄物処理, 下水道等, 公園等, 住宅・集落環境, 消防) (6) 医療の確保(保健医療体制, 救急医療体制) (7) 高齢者福祉等の充実 (8) 教育及び文化の振興 (9) 観光の開発															
5 離島振興法の主な改正(上記関連事項)	(1) 法制定(28.7.22公布施行) (2) 簡易水道の国庫補助率を一般より高率にする。(31.3.31公布, 31.4.1施行) (3) 離島振興計画の内容に空港を加えることとし, その国庫補助率を一般より高率にする。(31.4.20公布施行) (4) 地域の一部指定を行えるように改める。簡易水道の国庫補助率を引き上げる。(36.5.29公布施行)	(1) 法延長(37.3.2公布施行) (2) 義務教育諸学校施設費国庫負担法に規定する教育施設, 児童福祉法に規定する保育所, 消防強化施設促進法に規定する消防施設について, それぞれの国庫補助率を一般より高率にする。(42.7.22公布施行)	(1) 法延長 医療の確保の規定が追加される。簡易水道の補助率を更に引き上げる。港湾, 漁港及び空港の補助率を引き上げる。(47.6.1公布, 48.4.1施行)	(1) 法延長(57.5.7公布施行)	(1) 法延長(4.4.2公布 5.4.1施行) ① 離島の役割が明記された。 ② 交通の確保, 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実に関する規定が設けられた。 ③ 高齢者福祉及び医療対策の充実に関する規定が設けられた。 ④ 教育の充実及び地域文化の振興に関する規定が設けられた。															
6 全国総合開発計画 基本目標	<table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[ 全国総合 開発計画 ]</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[ 新全国総合 開発計画 ]</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[ 第三次全国 総合開発計画 ]</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[ 第四次全国 総合開発計画 ]</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[ 21世紀の国土の グランドデザイン ]</td> </tr> <tr> <td>(37.10.5)</td> <td>(44.5.30)</td> <td>(52.11.4)</td> <td>(62.6.30)</td> <td>(10.3.31)</td> </tr> <tr> <td>[地域間の均衡ある発展]</td> <td>[豊かな環境の創造]</td> <td>[人間居住の総合的環境の整備]</td> <td>[多極分散型国土の構築]</td> <td>[多軸型国土構造形成の基礎づくり]</td> </tr> </table>					[ 全国総合 開発計画 ]	[ 新全国総合 開発計画 ]	[ 第三次全国 総合開発計画 ]	[ 第四次全国 総合開発計画 ]	[ 21世紀の国土の グランドデザイン ]	(37.10.5)	(44.5.30)	(52.11.4)	(62.6.30)	(10.3.31)	[地域間の均衡ある発展]	[豊かな環境の創造]	[人間居住の総合的環境の整備]	[多極分散型国土の構築]	[多軸型国土構造形成の基礎づくり]
[ 全国総合 開発計画 ]	[ 新全国総合 開発計画 ]	[ 第三次全国 総合開発計画 ]	[ 第四次全国 総合開発計画 ]	[ 21世紀の国土の グランドデザイン ]																
(37.10.5)	(44.5.30)	(52.11.4)	(62.6.30)	(10.3.31)																
[地域間の均衡ある発展]	[豊かな環境の創造]	[人間居住の総合的環境の整備]	[多極分散型国土の構築]	[多軸型国土構造形成の基礎づくり]																

(注) 第6次～第7次指定離島の計画については, 第1次～第5次指定離島の計画改訂と同時に設定された。第8次及び第9次指定離島についてはそれぞれ昭和34年, 昭和37年4月に設定されている。

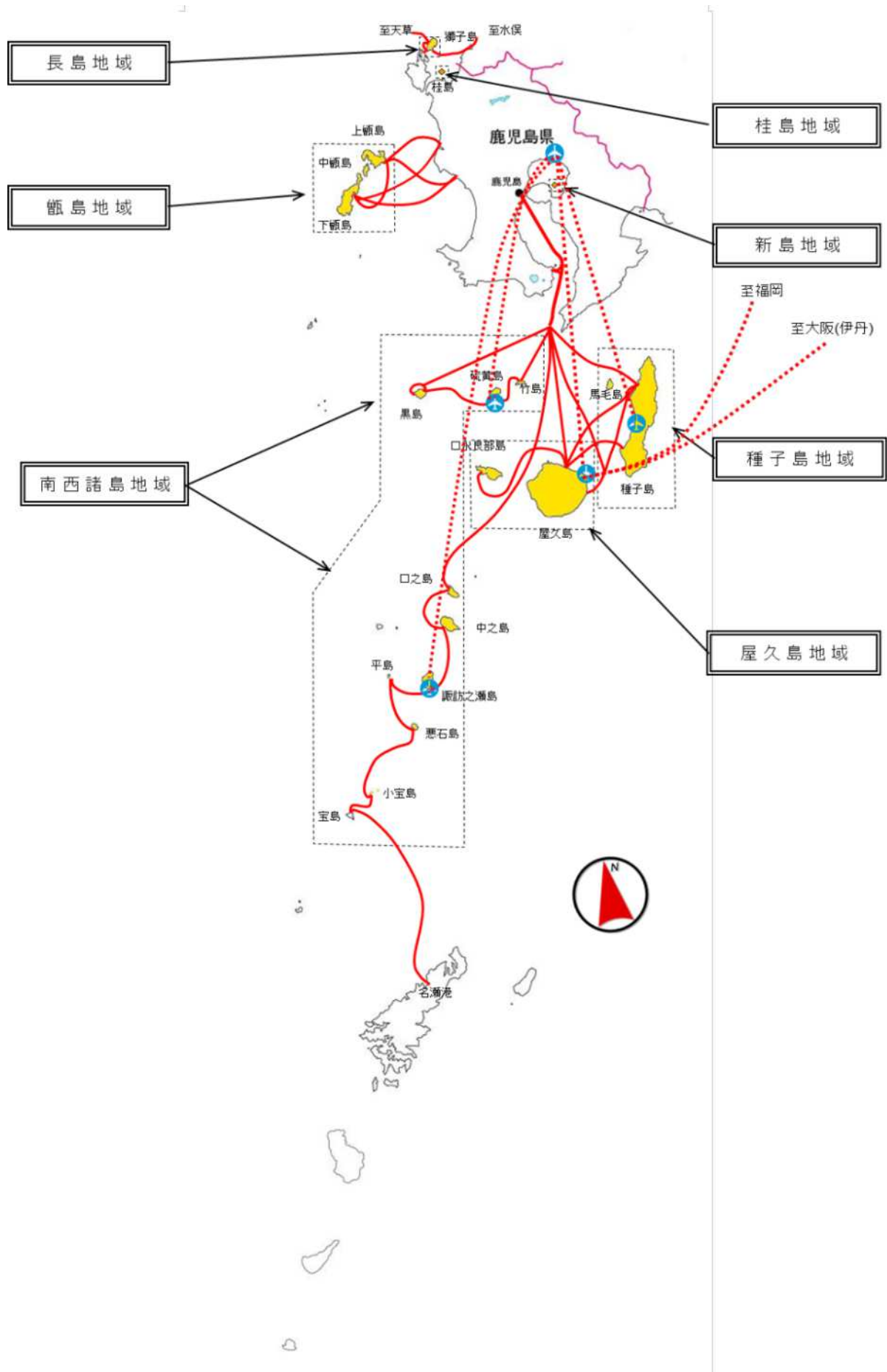
離島振興計画（県）の推移（平成15年度～）

区 分	(平成15～24年度)	(平成25～令和4年度)	(令和5～14年度)
1 計画の 根拠	改正離島振興法第4条の規定により、 国が定める離島振興基本方針に基づき、 県内の離島振興対象実施地域の振興計画として、 市町村計画案の提出を受けて、 県が定める。	同左	同左
2 計画の 構成	「離島振興の基本的方針」と7つの 「地域別離島振興計画」により構成。 地域別計画は、「長島地域離島振興計画」、 「桂島地域離島振興計画」、 「甬島地域離島振興計画」、 「新島地域離島振興計画」、 「種子島地域離島振興計画」、 「屋久島地域離島振興計画」、 「南西諸島地域離島振興計画」 の7つで構成され、 それぞれの地域の現況・課題、 基本的な振興方針やその実現に向けた 方策等を明らかにするもの。	同左	同左
3 計画の 目標	温暖な気候や広大な海域などの特性を生かした 農林水産業や地場産業の振興、 優れた自然や多彩な歴史・文化等を生かした 体験・滞在型観光の促進、 港湾・空港・高度情報通信ネットワーク等の 交通通信基盤や生活環境の整備、 医療・福祉・教育の充実などの各般の施策を 積極的に進めることにより、 離島地域の活性化と自立的発展を促進し、 地域住民の生活の安定及び福祉の向上を図ると ともに、 ひいては国民経済の発展及び国民の利益の増進に 資すること。	温暖な気候や広大な海域などの特性を生かした 農林水産業や地場産業の振興、 優れた自然や多彩な歴史・文化等を生かした 滞在交流型観光の促進、 社会的サービスの維持や生活環境等に関する 地域格差の是正、 医療・介護・福祉・教育の充実など各般の 施策を積極的に進め、 離島地域の自立的発展の促進、 地域住民の生活の安定、 福祉の向上、 及び地域間の交流を促進すること で、 本県離島における定住促進を図り、 あわせて国民経済の発展及び国民の利益の 増進に資すること。	温暖な気候や広大な海域などの特性を生かした 農林水産業や地場産業の振興、 優れた自然や多彩な歴史・文化等を生かした 滞在交流型観光の促進、 関係人口のような、 離島地域に継続的に関係を有する 島外人材の創出・拡大、 社会的サービスの維持や生活環境等に関する 地域格差是正、 医療・介護・福祉・教育の充実など各般の 施策を積極的に進め、 離島地域の自立的発展の促進、 地域住民の生活の安定、 福祉の向上及び地域間の交流を促進すること で、 本県離島における定住促進を図り、 あわせて国民経済の発展及び国民の利益の 増進に資すること。



区 分	(平成15～24年度)	(平成25～令和4年度)	(令和5～14年度)
4 計画の内容	<p>(1)国内外に広がる交通通信ネットワーク形成 (港湾・空港や島内交通網、定期航路・航空路、地域公共ネットワーク等)</p> <p>(2)活力と魅力に満ちた産業の振興 (各種生産基盤の整備、新規就業者や後継者の育成・確保、生産技術の向上・普及、流通加工体制の整備、さとうきびや園芸作物・肉用牛などの生産性の向上等)</p> <p>(3)観光振興と国内外との交流・連携促進 (特色ある観光資源を生かした個性豊かな観光地づくり、体験・滞在型観光の促進、体験型イベントの開催促進等)</p> <p>(4)快適で安心できる定住環境の整備 (廃棄物の適正な処理の促進、住宅や公園の整備、水の確保等)</p> <p>(5)健やかで心ふれあうくらしの実現 (診療所等医療施設や遠隔診療体制の充実、救急患者搬送の円滑化、保健医療供給体制の整備・拡充等)</p> <p>(6)新たな時代を担う人材の育成と地域文化の振興(教育内容の改善や大規模校との交流学習、山村留学制度の充実等)</p>	<p>法の目的に地域格差の是正や定住促進が新たに規定されたことを踏まえ、「人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の促進」を盛り込んだ。</p> <p>そのほか、「就業の促進」、「介護サービスの確保等」、「自然環境の保全及び再生」、「エネルギー対策の推進」も今回新たに追加し、さらに、本県独自の分野として「移住・定住施策の促進」を盛り込むなど、あわせて17の分野別の振興方針を定めた。</p> <p>①交通、②情報通信、③人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化、④産業（農業、林業、水産業、その他の地域産業）、⑤就業、⑥生活環境、⑦医療の確保等、⑧介護サービス等、⑨高齢者の福祉等その他の福祉の増進、⑩教育及び文化、⑪観光の開発、⑫国内及び国外の地域との交流、⑬自然環境の保全及び再生、⑭エネルギー対策、⑮国土保全等、⑯移住・定住施策、⑰その他の事項</p>	<p>(1)改正離島振興法による配慮事項の充実等を踏まえ、「ジェットフォイルの計画的な更新の検討と国等の支援の要請」、「ICTを活用した遠隔医療の促進」、「国とも連携した小規模離島へのきめ細やかな支援」などを新たに盛り込んだ。</p> <p>(2)6つの重要業績評価指標と成果目標を設定し、そのフォローアップに関する事項を記載した。</p> <p>①人口の社会増減を発生しない状態の実現 ②農林水産業生産額の維持 ③農林水産業新規雇用者数の維持 ④新規雇用者数の維持 ⑤年間延べ宿泊者数の増 ⑥航路・航空輸送旅客数の増</p> <p>※6つの指標は「特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する県計画」において設定している重要業績評価指標(KPI)を参考に設定。</p>
5 離島振興法の主な改正	<p>①目的条項の改正が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島には排他的経済水域等を保全する等の役割があること</li> <li>・地域の創意工夫を生かしつつ自立的発展を促進すること</li> <li>・国民の利益の増進に寄与すること</li> </ul> <p>②離島振興基本方針の策定規定が設けられた。</p> <p>③離島振興計画の策定主体が国から都道府県に変更された。</p> <p>④非公共事業に対する国の補助規定が設けられた。</p> <p>⑤医療の確保（無医地区以外の地区の医療の充実）に関する規定が設けられた。</p> <p>⑥農林水産業の振興に関する規定が設けられた。</p> <p>⑦地域間交流の促進に関する規定が設けられた。</p> <p>⑧農地法等の運用配慮規定が設けられた。</p>	<p>①目的規定の充実が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島の国家的国民的役割や離島の置かれた現状と背景の明確化。</li> <li>・離島振興の目的の拡大（無人島の増加や人口の大幅減少の防止、定住の促進など）。</li> </ul> <p>②離島振興の基本理念やそのための施策を総合的・積極的に講ずる国の責務が設けられた。</p> <p>③主務大臣として新たに4大臣を追加し、実施体制が強化された。</p> <p>④基本方針・振興計画に定める事項の項目（就業促進・介護サービスの確保など）が追加された。</p> <p>⑤離島活性化交付金等の交付に関する規定が設けられた。</p> <p>⑥離島特別区域制度について総合的に検討する規定が設けられた。</p> <p>⑦介護サービスの確保等や就業の促進など各種配慮事項等に関する規定が設けられた。</p>	<p>①目的規定の改正が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島の役割として、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を追加</li> <li>・「関係人口」のような島外の人材を巻き込んでいく視点を追加</li> </ul> <p>②都道府県の責務規定が新設された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県による離島市町村への支援の努力義務を新設</li> </ul> <p>③離島振興基本方針及び離島振興計画の記載事項の充実等が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針等に「橋梁の整備」を明記</li> <li>・計画の記載事項に「計画の目標及び期間・フォローアップに関する事項」、「地域の特性に応じた産業振興に関する事項」、「都道府県による離島市町村への支援に関する事項」を追加</li> </ul> <p>④「医師の確保や遠隔医療の実施による医療の充実」、「高速安定航行が可能な船舶の新造及び更新に対する支援」、「小規模離島の日常生活に必要な環境の維持」など、離島に対する様々な配慮規定の充実が図られた。</p>

### 3 鹿児島県離島の概要



(1) 県全体の離島の概要

本県は全国でも有数の離島県である。

県土は北緯27度01分から32度18分にわたる南北約600km，東経128度24分から131度12分にわたる東西約300kmの広大な県土に，数多くの離島が散在している。

国土地理院によると，周囲長0.1km以上の島は1,256島あるとされている（令和4年1月時点）。このうち特別措置適用の有人離島は28島ある。

これら有人離島は，離島振興法に基づく離島振興対策実施地域（以下，「離島振興地域」という。）として指定を受けている離島が20島，奄美群島振興開発特別措置法に基づく事業が実施されている離島が8島ある。また，離島振興対策実施地域の20島のうち，有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の対象地域として指定を受けている離島が17島ある。このほかには，本土との架橋により離島振興対策実施地域の指定が解除されている離島が3島ある。

本県の離島数（周囲長0.1km以上の離島）

項 目		島 数	摘 要	
本 県 離 島 の 総 数		1, 2 5 6		
内 訳	本土との架橋により特別措置適用のない離島数（有人）	3	長島，諸浦島（昭和51.3.31解除） 伊唐島（平成10.4.1解除）	
	上 記 以 外 の 離 島 数	1, 2 5 3		
	内 訳	う ち 無 人 島	1, 2 2 5	
		うち特別措置適用有人離島	2 8	
		離島振興法指定離島	2 0	獅子島，桂島，上甑島，中甑島，下甑島，新島，種子島，馬毛島，屋久島，口永良部島，竹島，硫黄島，黒島，口之島，中之島，諏訪之瀬島，平島，悪石島，小宝島，宝島
奄美群島振興開発特別措置法対象離島	8	奄美大島，加計呂麻島，請島，与路島，喜界島，徳之島，沖永良部島，与論島		
(再掲)有人離島数(指定解除離島含む)		3 1		

鹿児島県の離島振興地域及び奄美地域の人口は，令和2年国勢調査（10月1日現在）によると149,620人で，全国の離島人口（沖縄本島を除く。）の26.0%を占めており，全国第一位である。

また，面積は2,482.45km<sup>2</sup>で全国の離島面積の32.5%を占め，全国第一位である。このほか，本県離島はその数，関係市町村数においても，全国で上位に位置している。

主要項目別都道府県順位（令和2年10月1日現在）

（単位：人，km<sup>2</sup>，%）

順 位	法 指 定 離 島 数			関 係 市 町 村 数			令 和 2 年 国 調 人 口			面 積		
	都道府県名	実 数	構成比	都道府県名	実 数	構成比	都道府県名	実 数	構成比	都道府県名	実 数	構成比
	全 国	306	100.0	全 国	142	100.0	全 国	572,593	100.0	全 国	7,627.11	100.0
1	長 崎 県	51	16.7	鹿 児 島 県	22	15.5	鹿 児 島 県	149,620	26.1	鹿 児 島 県	2,482.45	32.5
2	沖 縄 県	38	12.4	沖 縄 県	18	12.7	沖 縄 県	126,103	22.0	長 崎 県	1,551.15	20.3
3	愛 媛 県	31	10.1	山 口 県	11	7.7	長 崎 県	113,056	19.7	沖 縄 県	1,010.65	13.3
4	鹿 児 島 県	28	9.2	長 崎 県	10	7.0	新 潟 県	51,845	9.1	新 潟 県	864.45	11.3
5	香 川 県	24	7.8	東 京 都	9	6.3	香 川 県	31,510	5.5	北 海 道	416.74	5.5
6	山 口 県	21	6.9	香 川 県	9	6.3	東 京 都	24,461	4.3	東 京 都	359.10	4.7
7	岡 山 県	14	4.6	広 島 県	8	5.6	島 根 県	19,122	3.3	島 根 県	342.62	4.5
8	東 京 都	13	4.2	愛 媛 県	7	4.9	愛 媛 県	11,671	2.0	香 川 県	217.48	2.9
9	広 島 県	13	4.2	北 海 道	6	4.2	北 海 道	9,819	1.7	愛 媛 県	90.39	1.2
10	宮 城 県	8	2.6	岡 山 県	6	4.2	広 島 県	9,398	1.6	広 島 県	65.17	0.9

（注）令和2年10月1日現在の特別措置適用離島についてのデータによる。沖縄県については，本島を除く。

（資料）「2021離島統計年報」（日本離島センター）

## (2) 離島振興地域の概要

離島振興地域の有人離島は、長島（1島）、桂島（1島）、甌島（3島）、新島（1島）、種子島（2島）、屋久島（2島）及び南西諸島（三島村、十島村の10島）の7地域、20島から成る。

これらの離島の多くが外海に散在し、本土から遠く離れていることに加え、台風常襲地帯に位置するなど極めて厳しい自然条件下に置かれている。また、口永良部島、硫黄島、口之島、中之島及び諏訪之瀬島は活火山を有する離島である。

さらに、歴史的、自然条件が島ごとにそれぞれ異なっていることから、産業、文化、経済、社会生活等あらゆる面において島を単位として形成されている。有人離島における関係市町村は10、面積は1,251km<sup>2</sup>、人口は約4万5千人となっている。

### 地域別離島の概要

(単位：km<sup>2</sup>、人、%)

区 分	離 島 振 興 地 域								奄 美	離 島 計	県 計
	長 島	桂 島	甌 島	新 島	種子島	屋久島	南西諸島	計			
有人島数	1	1	3	1	2	2	10	20	8	28	28
市町村数	1	1	1	1	3	1	2	10	12	22	43
面 積	17.1	0.3	117.0	0.1	452.5	540.1	124.2	1,251.3	1,231.1	2,482.5	9,186.3
人 口	647	12	3,983	2	27,692	11,858	1,145	45,339	104,281	149,620	1,588,256
高齢化率	43.0	-	50.7	-	38.1	36.4	27.2	38.5	35.1	36.1	32.5

(注) 四捨五入の結果、計は必ずしも一致しない。

(資料) 「国勢調査」

「2021離島統計年報」

## (3) 離島の類型

平成5年6月11日内閣総理大臣決定の国離島振興計画は、離島の本土からの時間距離、地理的条件、人口規模等に基づき、内海・本土近接型離島、外界・本土近接型離島、群島型離島、孤立大型離島、孤立小型離島の5類型に分類している。

本県の離島振興地域の場合、内海・本土近接型離島が2島、群島型離島が3島、孤立離島が13島あり、さらにそのうち11島が、狭小で人口が数十人から200余人の小型離島であるなど極めて厳しい条件下にある。

### 離島の類型

類 型 名	内 容
内海・本土近接型	本土の中心的な都市から航路1時間圏内にあり、かつ航路の欠航がほとんどないと考えられる離島
外海・本土近接型	本土の中心的な都市から航路1時間圏内にある内海・本土近接型以外の離島
群 島 型	本土にある中心的な都市から1時間圏外にあり、かつ人口概ね5,000人以上の大型島を中心とし、航路1時間圏内で近接する複数の離島
孤 立 大 型	上記以外の離島で、かつ人口概ね5,000人以上の孤立離島
孤 立 小 型	孤立大型以外の孤立離島

(4) 行政制度の沿革

終戦後の離島関係の行政制度のあゆみは次表のとおりである。

離島関係行政制度の沿革

年 月 日	沿 革
昭和21年 2月28日	連合軍覚書により、北緯30度線を暫定国境と定めたため、旧十島村が分断され、旧十島村の上3島（竹島・硫黄島・黒島、現在の三島村）は本県管轄に編入され、奄美群島及び旧十島村の下7島（現在の十島村）は米軍政下に置かれる。
24年 4月 1日	鹿島村が下甑村から分村
26年12月 5日	北緯29度線以北の下7島本土復帰決定
27年 2月10日	大島郡十島村（下7島）、同三島村（上3島）発足
28年 7月22日	離島振興法公布施行（昭和38年3月31日まで）
28年10月26日	第1次離島振興対策実施地域指定により、長島、甑島、種子島、屋久島、南西諸島（十島村、三島村）が指定
29年 7月15日	県離島振興計画（昭和28～37年度）を内閣総理大臣に報告
31年 7月10日	東町町制施行
31年10月15日	南種子町町制施行
33年 3月 9日	改訂県離島振興計画（昭和33～37年度）を内閣総理大臣に報告
33年 4月 1日	上屋久町町制施行
33年10月 1日	西之表市市制施行
34年 4月 1日	屋久町町制施行
36年 9月25日	第9次離島振興対策実施地域指定により、桂島が指定
37年 3月 2日	離島振興法一部改正（適用期限が47年度まで延長）
37年12月	離島振興計画（昭和38～47年度）を内閣総理大臣に報告
39年 7月 7日	第10次離島振興対策実施地域指定により、新島が指定
47年 6月 1日	離島振興法一部改正（適用期限が57年度まで延長）
48年 3月31日	離島振興計画（昭和48～57年度）を内閣総理大臣に報告
48年 4月 1日	三島村、十島村が大島郡から鹿児島郡となる。
48年 5月 1日	桜島町町制施行
51年 3月31日	長島、諸浦島が第6次指定解除
57年 5月 7日	離島振興法一部改正（適用期限が平成4年度まで延長）
58年 1月31日	離島振興計画（昭和58年度～平成4年度）を内閣総理大臣に報告
平成 4年 4月24日	離島振興法一部改正（適用期限が平成14年度まで延長）
5年 4月 1日	離島振興計画（平成5～14年度）を内閣総理大臣に報告
10年 4月 1日	伊唐島が第15次指定解除
14年 7月12日	離島振興法一部改正（適用期限が平成24年度まで延長）
15年 4月 1日	離島振興計画（平成15～24年度）を策定
16年10月12日	里村、上甑村、下甑村及び鹿島村が合併し薩摩川内市となる。
16年11月 1日	桜島町が合併し鹿児島市となる。
18年 3月20日	東町・長島町が合併し新「長島町」となる。
19年10月 1日	上屋久町及び屋久町が合併し屋久島町となる。
24年 6月20日	離島振興法一部改正（適用期限が平成34年度まで延長）
25年 4月 1日	離島振興計画（平成25年～34年度）を策定
令和 4年11月18日	離島振興法一部改正（適用期限が令和14年度まで延長）
5年 6月 2日	離島振興計画（令和5年～14年度）を策定

(5) 人口の動向

離島振興地域（令和5年3月31日時点）の総人口は、昭和30年の117,144人から令和2年には45,339人となり、この期間内に71,805人、61.3%減少している。

この間の減少率を7地域別に見ると、新島98.5%減、桂島92.9%減、甌島83.1%減、南西諸島71.4%減と減少が著しく、これに長島の71.1%減が続いている。最も減少率の少ない屋久島でも49.8%減であった。

この間の県人口の減少率が22.3%減であったことから、離島の人口減少のテンポが極めて早く、過疎化が急速に進んだことがうかがえる。

総人口の推移

(単位：人，%)

区 分	離 島	奄 美	県内離島	鹿児島県	全 国	
人 口	昭和30年	117,144	205,363	322,507	2,044,112	90,076,594
	45年	84,053	164,114	248,167	1,729,150	104,665,171
	50年	75,885	155,879	231,764	1,723,902	111,939,643
	55年	72,308	156,074	228,382	1,784,623	117,057,485
	60年	69,059	153,062	222,121	1,819,270	121,048,923
	平成 2年	63,857	142,834	206,691	1,797,824	123,611,167
	7年	61,200	135,791	196,991	1,794,224	125,507,246
	12年	59,071	132,315	191,386	1,786,194	126,925,843
	17年	56,119	126,483	182,602	1,753,179	127,767,994
	22年	52,879	118,773	171,652	1,706,242	128,057,352
27年	49,339	110,147	159,486	1,648,177	127,094,745	
令和 2年	45,339	104,281	149,620	1,588,256	126,146,099	
増減 率	昭和30～令和2	△ 61.3	△ 49.2	△ 53.6	△ 22.3	40.0
	平成22～令和2	△ 14.3	△ 12.2	△ 12.8	△ 6.9	△ 1.5

(注) 離島は、令和5年3月31日現在で離島振興地域に指定されている地域の数値

(資料) 「国勢調査」，「2021離島統計年報」

地域別人口の推移

(単位：人，%)

区 分	長 島	桂 島	甌 島	新 島	種子島	屋久島	南西諸島	計	
人 口	昭和30年	2,236	170	23,629	131	63,354	23,614	4,010	117,144
	45年	1,774	116	11,750	85	50,920	17,376	2,062	84,053
	50年	1,526	100	10,002	40	46,359	16,110	1,748	75,885
	55年	1,492	62	9,428	26	44,154	15,624	1,522	72,308
	60年	1,326	24	9,267	22	42,007	15,074	1,339	69,059
	平成 2年	1,184	28	8,348	18	39,176	13,860	1,293	63,857
	7年	1,082	26	7,926	13	37,271	13,593	1,289	61,200
	12年	981	32	7,220	12	35,695	13,875	1,256	59,071
	17年	851	18	6,206	5	34,143	13,761	1,135	56,119
	22年	757	13	5,576	4	31,865	13,589	1,075	52,879
27年	689	8	4,719	0	29,847	12,913	1,163	49,339	
令和 2年	647	12	3,983	2	27,692	11,858	1,145	45,339	
増減 率	昭和30～令和2	△ 71.1	△ 92.9	△ 83.1	△ 98.5	△ 56.3	△ 49.8	△ 71.4	△ 61.3
	平成22～令和2	△ 14.5	△ 7.7	△ 28.6	△ 50.0	△ 13.1	△ 12.7	6.5	△ 14.3

(注) 令和5年3月31日現在で離島振興地域に指定されている地域の数値

(資料) 「国勢調査」，「2021離島統計年報」

総人口に占める65歳以上の人口の割合（老年人口比率）をみると、令和2年国勢調査で、離島振興地域が38.5%、県平均が32.5%である。また、平成22年における割合は、離島振興地域32.0%、県平均26.5%であり、離島における高齢化は、県平均に比し概ね10年ほど先行しているとみられる。

令和2年の地域別老年人口比率は、甕島が50.7%と最も高く、これに長島の43.0%が次いでいる。平成7年から令和2年までの25年間の高齢化の速度は、長島（17.6ポイント上昇）が最も早く、続いて種子島（16.3ポイント上昇）となっている。

65歳以上人口割合の推移

(単位：%)

区分	長島	桂島	甕島	新島	種子島	屋久島	南西諸島	計	県
昭和35年	—	—	9.5	—	5.7	5.5	5.8	6.3	7.2
50年	—	—	22.1	—	10.3	11.0	17.3	12.2	11.5
55年	—	—	24.0	—	12.3	12.5	19.6	14.1	12.7
60年	16.3	4.2	26.5	27.3	14.3	14.6	23.2	16.2	14.2
平成2年	21.1	7.1	30.5	27.8	17.3	18.0	28.0	19.5	16.6
7年	25.4	0.0	35.6	38.5	21.8	22.0	27.9	23.8	19.7
12年	30.4	6.3	39.8	66.7	26.1	24.6	30.2	27.6	22.6
17年	37.6	22.2	41.5	60.0	29.7	27.5	31.4	30.6	24.8
22年	37.6	53.8	42.2	75.0	31.8	28.0	32.7	32.0	26.5
27年	41.3	62.5	45.8	—	34.5	31.4	28.1	34.7	29.4
令和2年	43.0	—	50.7	—	38.1	36.4	27.2	38.5	32.5

(注) 1 市町村内一部離島である長島、桂島、新島については昭和55年以前のデータはない。

2 「—」は不明

(資料) 「国勢調査」, 「2021離島統計年報」

## (6) 産業構造

### ア 就業構造

令和2年の離島振興地域の実業人口は23,979人であり、産業別には第1次産業 5,199人（21.7%）、第2次産業 3,016人（12.6%）、第3次産業15,728人（65.6%）となっている。

全国や県平均と比べて、離島の実業人口構造の特徴としては、

- ① 第1次産業の割合が高いこと
- ② 建設業の割合が高く、製造業の割合が低いこと
- ③ 第3次産業の割合が低いこと

などが挙げられる。

産業別実業者数

(単位：人，%)

区分	離 島						奄 美	県	全 国
	実 数			構 成 比					
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年	令 和 2 年		
第1次産業	6,772	6,174	5,199	25.5	24.1	21.7	13.5	8.3	3.2
うち農業	5,701	5,424	4,575	21.5	21.2	19.1	12.5	7.7	3.0
うち林業	159	—	—	0.6	—	—	—	—	—
うち水産業	912	750	624	3.4	2.9	2.6	1.0	0.6	0.2
第2次産業	3,572	3,364	3,016	13.5	13.1	12.6	13.2	19.2	23.4
うち建設業	2,444	2,130	1,917	9.2	8.3	8.0	9.6	8.3	7.4
うち製造業	1,116	1,222	1,095	4.2	4.8	4.6	3.5	10.8	15.9
第3次産業	16,074	16,049	15,728	60.6	62.6	65.6	69.8	72.5	73.4
就業者総数	26,536	25,639	23,979	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 就業者総数には分類不能を含む。

(注) 平成27年・令和2年の第1次産業のうち農業実業者数については、林業実業者数を含む。

(資料) 「国勢調査」, 「離島統計年報」 (※作成のための基礎資料含む)

イ 産業別総生産

令和2年度の離島振興地域の産業別総生産の特徴としては、

- ① 農業や水産業の割合が高いこと
  - ② 公共事業を中心とする建設業の割合が高く、製造業の割合が低いこと
- などが挙げられる。

産業別総生産

(単位：百万円，%)

区 分	離 島						奄 美	県	全 国
	実 数			構 成 比			構 成 比		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年	令 和 2 年		
第1次産業	9,606	9,950	9,576	6.6	6.9	6.7	6.2	4.7	1.0
うち農業	8,742	8,674	8,509	6.0	6.0	5.9	4.8	3.8	0.9
うち林業	314	549	528	0.2	0.4	0.4	0.2	0.2	0.0
うち水産業	550	727	540	0.4	0.5	0.4	1.3	0.8	0.1
第2次産業	26,270	22,199	25,217	18.1	15.3	17.6	16.2	21.6	25.9
うち建設業	12,020	12,531	15,000	8.3	8.6	10.5	11.8	9.5	5.7
うち製造業	14,190	9,580	10,198	9.8	6.6	7.1	4.1	11.5	20.1
第3次産業	108,908	112,925	108,487	75.2	77.8	75.7	77.6	73.7	73.1
小 計	144,783	145,074	143,281	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
輸入品に課される税・関税	1,351	2,416	2,547	/					
(控除)総資本形成に係る消費税	659	1,387	1,595						
総 生 産	145,439	146,102	144,233						

(注) 1. 市町内一部離島の方は除く。

(資料) 「県民経済計算年報(令和2年度版)(鹿児島県)」, 「令和2年度市町村民所得推計結果の概要」

(7) 所得水準

令和2年度の一部離島を除く離島振興地域の住民1人当たり所得は2,279千円で、1人当たり県民所得の95.4%、1人当たり国民所得の71.6%となっている。

1人当たり所得の推移

(単位：千円，%)

区 分		平成22年度	平成27年度	令和2年度
1人当 たり所 得	離 島	2,081	2,048	2,279
	鹿児島県	2,396	2,384	2,388
	全 国	2,729	3,190	3,181
格 差	離島/県	86.9	85.9	95.4
	離島/国	76.3	64.2	71.6

(注) 「離島」には市町内一部離島の方は除外してある。

(資料) 鹿児島県統計協会「令和2年度市町村民所得推計結果の概要」(R5.3)



本県離島の概要（令和5年3月31日現在の指定地域）

（単位：km<sup>2</sup>，km，人，戸）

地域	島名 (Name)	市町村名	類型	面積	海岸 延長	人口			世帯数 (R2国調)
						令和2	平成22	増減率(%)	
長島	獅子島 (Shishi-jima)	長島町	内海	17.05	36.5	647	757	△ 14.5	268
桂島	桂島 (Katsura-jima)	出水市	内海	0.33	2.7	12	13	△ 7.7	6
甑島	上甑島 (Kamikoshiki-shima)	薩摩川内市	群島主島	44.20	81.1	1,862	2,488	△ 25.2	982
	中甑島 (Nakakoshiki-shima)			7.28	17.4	186	308	△ 39.6	111
	下甑島 (Shimokoshiki-shima)		群島主島	65.56	84.8	1,935	2,780	△ 30.4	1,061
新島	新島 (Shin-jima)	鹿児島市	内海	0.13	2.3	2	4	△ 50.0	1
種子島	種子島 (Tane-ga-shima)	西之表市 中種子町 南種子町	孤立大型	444.30	169.6	27,690	31,854	△ 13.1	13,313
	馬毛島 (Mage-shima)	西之表市	孤立小型	8.17	16.5	2	11	△ 81.8	2
屋久島	屋久島 (Yaku-shima)	屋久島町	孤立大型	504.29	126.7	11,765	13,437	△ 12.4	5,792
	口永良部島 (Kuchinoerabu-jima)		孤立小型	35.81	49.7	93	152	△ 38.8	55
南西諸島	竹島 (Take-shima)	三島村	孤立小型	4.22	9.7	72	83	△ 13.3	41
	硫黄島 (Io-jima)		孤立小型	11.63	19.1	139	127	9.4	74
	黒島 (Kuro-shima)		孤立小型	15.39	15.3	194	208	△ 6.7	103
	口之島 (Kuchi-no-shima)	十島村	孤立小型	13.33	13.3	103	138	△ 25.4	72
	中之島 (Naka-no-shima)		孤立小型	34.42	28.0	146	143	2.1	84
	諏訪之瀬島 (Suwanose-jima)		孤立小型	27.61	24.5	78	52	50.0	38
	平島 (Taira-jima)		孤立小型	2.08	4.5	107	81	32.1	64
	悪石島 (Akuseki-jima)		孤立小型	7.49	8.8	90	72	25.0	49
	小宝島 (Kodakara-jima)		孤立小型	0.98	3.2	69	54	27.8	37
宝島 (Takara-jima)	孤立小型	7.07	12.1	147	117	25.6	82		
7地域	20島	10市町村	—	1,251.34	725.8	45,339	52,879	△ 14.3	22,235

（注：上甑島と中甑島は、平成5年3月架橋により結ばれたため、両島を一つと見なし「群島主島」と表記している。）

